

各県立学校長 様

教 育 総 務 部 福 利 課 長

5月8日以降の教職員向け抗原検査キットの活用について（通知）

日頃から、新型コロナウイルス感染症対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症へ移行されることに伴い、行動制限や接触者調査が不要となります。

については、学校に配備されている抗原検査キットの運用を下記のとおり変更しますので、確認の上、適切に御対応願います。

なお、本通知の適用に伴い、令和4年11月30日付け教福第489-1号、教福第489-2号「教職員向け抗原検査キットの配布について（通知）」及び教福第489-3号「教職員向け抗原検査キットの活用について（通知）」は廃止します。

記

1 抗原検査キットの活用について（5月8日以降）

学校での感染症拡大防止のため、感染拡大リスクが高い場面等で検査キットを活用してください。

- (1) 出勤後体調不良をきたし、医療機関の速やかな受診や検査が難しい場合
- (2) 本人に症状は無いが、業務継続や教育活動の実施のために検査が必要と判断される場合

例) 陽性が判明した児童生徒等と接触があった場合

学校行事や校外活動において、重症化リスクが高い方との接触や、長時間の接触がある場合（企業実習、宿泊学習など）

2 留意事項

- (1) 検査の実施は任意であることから、該当の教職員の意向に十分配慮した上で、実施について適切に判断願います。
- (2) 各学校で検査を管理する職員を定め、検査キットを適正に使用・保管してください。

3 抗原検査キット使用後の報告方法

学校に配備されたキットを使用した場合は、下記 URL から使用日と使用個数等を御報告ください。

- (1) 5月7日までの報告フォーム

URL <http://smart/smart/eq.asp?U=6009008075009573455>

- (2) 5月8日からの報告フォーム

URL <http://smart/smart/eq.asp?U=1009008078040578486>

4 参考

- (1) 検査の実施に当たっては事前に検査手順をキットのメーカーが作成した「検体採取方法及びキット操作方法動画」(下記)で確認してください。

- ①アボット社製 ラピッドテスト (鼻腔ぬぐい液用・S)

URL : <https://www.globalpointofcare.abbott/ja/product-details/panbio-covid-19-ag-antigen-test.html?wvideo=r7f0o3mla6>



- ②シーメンス社製 クリニテスト

URL : <https://www.clinitest.siemens-healthineers.com/jp/covid-19-antigen-self-test>



- ③ロシュ社製 ラピッド抗原テスト

URL : https://dianews.roche.com/rapid_otc.html



- (2) 5類移行後の対応については、下記の埼玉県ホームページも参考にしてください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/after_covid-19.html

担 当 : 福利課健康づくり・メンタルヘルス担当

電 話 : 048-830-6971

メール : a6680-12@pref.saitama.lg.jp